

建造物損壊罪の成立について

——最近の最高裁判所の判例を機縁として——

尾 後 貫 莊 太 郎

一

労働争議などにおける闘争手段としてのビラ貼り行為が建造物損壊罪（刑法第二六〇条）となるかどうかという問題について、最高裁判所第三小法廷は、昭和四一年六月一〇日被告人等の上告を棄却して、右罪の成立を肯定する判断を下した。そこで、この判例を機縁として、建造物損壊罪の成立について若干考えてみたいと思うのである。

ここで考えてみたいと思う問題は、建造物損壊罪の成立ということであり、しかも、この小論は右の最高裁判所の判例を機縁とするものであるから、建造物損壊罪一般について論及するつもりはなく、建造物損壊罪の構成要件要素についての解説も、必要の限度にとどめておこうと思う。

二

刑法において、構成要件的行为として規定する「損壊」という語は、建造物損壊罪の外にも、外国国旗損壊罪（第九二条）、封印破棄罪（第九六条）、強制執行不正免脱罪（第九六条ノ二）、加重的逃走罪（第九八条）、鎮火妨害罪（第一一四条）、激発物破裂罪（第一一七条）、水防妨害罪（第一二一条）、往来妨害罪（第一二四条）、汽車等の往来危険発生罪（第一二五条）、水道損壊罪（第一四七条）、死体損壊罪（第一九〇条）、墳墓発掘死体損壊罪（第一九一条）、器物損壊罪（第二六一一条）、境界標損壊罪（第二六二条ノ二）等に用いられているのであるが、その「損壊」という語によって包摂される概念内容は、各規定の目的とし、精神とするところに従ってそれぞれニュアンスのちがいはあるとはいえ、その実質的な意味においてはいずれも一様に考えていいのである。

しからば、刑法における「損壊」の実質的意味とは何か。それは、行為の対象たる物の効用を失わしめる、ということに外ならないのである。だから、これを建造物損壊罪における「損壊」についていえば、建造物をして建造物としての効用を失わしめる行為を意味すると解していいのである。⁽¹⁾そこで、損壊行為の対象が建造物の一部分たるにすぎない場合であり、しかもそれが建造物の主要な部分でなくとも、その部分が建造物の構成部分に属するならば、その損壊は建造物損壊をもって論ずべき行為であって、これをもって器物の損壊というべきではない。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

建造物損壊罪の「損壊」も、他の罪におけるそれと実質的に意味を同じうするものであり、物の効用を失わしめるという事実の成立する限り、「損壊」をもって論ずべきであるから、建造物自体に対し物理的に有形力を加えなくとも、建造物としての効用を失わしめる事実の成立する場合には、建造物損壊罪をもって論じなければならないこと

あり得ることを認めなければならぬのである。⁽⁵⁾⁽⁶⁾ けだし、刑法の目的は常に現状の保持を念願とし、現状を変更する行為に可罰的違法性ありとするとき、これを犯罪とするからである。

ところで、犯罪的評価に値する現状変更行為（建造物損壊罪についていえば建造物の効用を失わしめる行為）の結果たる建造物の効用喪失の事実が一時的なものであると、将又、永続的なものであると、更に又、容易に回復し得るものと、将又、回復の困難もしくは不可能なものたるを問わないのであって、建造物としての効用の喪失が一時的でしかないとか、或は回復が容易であるとかの理由をもって建造物損壊罪の成立を否定すべきものではないのである。

三

昭和四一年六月一〇日の判例（最高裁判所第三小法廷決定）の要旨とするとところを見るに、それは次のごときものである。いわく、（最高裁判所判例集第二〇巻第五号三七五頁）

日本電信電話公社職員をもって構成する全国電気通信労働組合東海地方本部執行委員長等の地位にある被告人等が、多数の者と共謀の上、闘争手段として、当局に対する要求事項を記載したピラを、建物またはその構成部分たる同公社東海電気通信局庁舎の壁、窓ガラス戸、ガラス扉、シャッター等に、三回にわたり糊で貼付した所為は、ピラの枚数が一回に約四、五百枚ないし約二五〇〇枚という多数であり、貼付方法が同一場所一面に数枚、数十枚または数百枚を密接集中させて貼付した等原審の認定した事実関係のもとにおいては、右建造物の効用を減損するものであり、刑法第二六〇条にいう建造物の損壊に該当する、と。そうして、原審（名古屋高等裁判所）の認定した事実を摘記してみらるに、それは次のごときものである。

被告人等は、

(一) 佐藤貴美子等と共謀のうえ、昭和三四年三月三日午後七時頃から同八時頃までの間、名古屋市中区米浜町三番地所在東海電気通信局庁舎(その庁舎は局長吉村克彦が管理していた)のうち、本館正面および北側出入口付近の壁、窓ガラス戸、ガラス扉、本館北側便所の壁、窓ガラス戸、建築部庁舎北側窓ガラス戸等に、「弾圧と威嚇の組合対策をやめ、津の首切りをはじめ、一切の不当処分を直ちに撤回せよ」と白色にて印刷した縦約三八糎横約一三糎の赤紙ビラ合計二五〇〇枚を糊にて貼付し、

(二) 間瀬良澄等と共謀のうえ、

(1) 同月九日午後八時頃から同九時頃までの間に、前記本館正面玄関の鉄製シャッター、南側壁および窓ガラス戸等に、前記同様のビラ、「大幅な賃上げと等級撤廃を実施せよ」と白色にて印刷した前記同型の青紙ビラ、ならびに「一時間の時間短縮をおこない労働条件をひきあげよ」と白色にて印刷した前記同型の緑紙ビラ合計約一五〇〇枚を糊にて貼付し、

(2) 同月一〇日午前零時三〇分頃から同一時三〇分頃までの間に、前記本館内部の副局長室付近廊下および正面階段付近の壁等に、前記三種同様のビラ合計約四、五百枚ならびに「津電報局の解雇処分を撤回せよ」という趣旨等を黒色にて記載した縦一メートル弱横一メートル強位の抗議文と題する白紙の書面十数枚を糊にて貼付した、とし、そうして、原審は右認定にかかる各貼付の所為はいずれも刑法第二六〇条前段に該当するとして、被告人等を建造物損壊罪の刑責に服せしめたのであるが、「問題点をより一層明確にするために」引用の各証拠を総合して更に次のごとく判示した。いわく、一、本件ビラ貼りは、大部分、同一場所に一面に数枚、数十枚または数百枚を縦または横に並べ密接

集中させてぎっしりと貼付した。例えば、(一)のビラ貼りのうち、本館北側出入口付近のビラ貼りをみるに、その壁、窓ガラス戸、ガラス扉等に一面に密接集中させて数百枚を貼付し、そのうちのガラス扉一枚だけについても数十枚を密接させて貼付した。次に、(二)の(1)のビラ貼りのうち、本館正面玄関附近のビラ貼りをみるに、その鉄製シャッター、その両側の壁、窓ガラス戸等に一面に密接集中させて数百枚を貼付し、そのうち右シャッターの外側面だけについても密接させて数十枚を貼付した。更に、(二)の(2)のビラ貼りのうち、副局長室附近廊下の壁のビラ貼りをみるに、その壁の最下部から二メートル位上方までの部分に一面に数百枚を密接集中させて貼付し、その壁をビラで埋めつくした(なお、本件の出入口のガラス扉および鉄製シャッターは、もちろんのこと、窓ガラス戸の多くは、建物の外側と内側とを区画するためのものであるのみならず、建物の構成部分をなし、その一部を毀損しなければ取りはずすことのできないものである)。

一、本件のビラ貼りは、大部分、多量の糊をバケツに入れて運搬し、その糊をハケにて、まず壁、窓ガラス戸、ガラス扉、シャッター等に広範囲にわたって一面に塗りつけ、その塗りつけた糊の上に多数のビラをその裏面が全面的に密着するように貼付したのである。抗議文と題する白紙の書面についても同様である。一、ビラ等を糊にて右のように貼付したため、糊がカチカチに凝固して固着したビラ等をして強固に密着するに至らしめ、その結果、これを剝離することは甚だ困難な状態となった。そして、庁舎管理者は職員を使用して、貼付した本件ビラ等を少々剝離したけれども、ビラ等の枚数が極めて多く、しかも、その一枚一枚の剝離が甚だ困難であるために、力及ばず、結局、整洗業者に有償で請け負わせ、同人が数人の人夫を使用し数日間かかってこれを剝離した。しかし、その剝離作業は甚だ困難であって、右の人夫等が「糊の中に膠でも混入したのではなからうか」などとまで憶測雑談したような状態であった。貼付した本件ビラ等の大部分については、単なる水洗い程度の作業によっては剝離することが甚だ困難であったため

に、熱湯を雑巾にかけ、これをもってピラ等をしめらせて剥ぎ取り、場合によっては、更にタワシにてこすり、或いは刃物にてけずり取るという方法をもとらなければならなかった。しかも、そのような剥離作業によっても、なお、外側の壁等には赤紙、青紙、緑紙等の多数の極小紙片が諸所に残存し、ガラス等には固着した糊が諸所に残存するという状態であった。また、右の剥離作業によって、内部の壁（土壁）等には諸所に壁土そのままでが少々剥離して生じた多くの小傷跡が残存することとなった。（中略）そこで、客観的にみて本件のピラ貼り行為が刑法第二六〇条の建造物損壊罪の構成要件たる損壊の行為に該当するか否かについて審究しよう。そもそも、同法第二編第四〇章は、領得の方法によらないで物の効用を書して他人の財産権を侵害する行為を犯罪とするものであるから、右の損壊とは、物質的に一定の建造物の全部もしくは一部を害し、またはその他の方法によってその効用を滅却もしくは減損することをいうと解するのが相当である。そして一般に物にはすべてその物本来の美観がある。本件のような建造物には全体として本来の美観があり、その構成部分たる壁、窓ガラス戸、ガラス扉、鉄製シャッター等にも、それぞれ本来の美観がある。これに本件のようなピラを貼付することは、客観的にみて、右の美観を害する汚損行為といふべきである。軽犯罪法第一条第三号は、家屋その他の工作物に対するはり札行為をもって、その工作物の美観を害する汚損行為とみている。少くとも、工作物の汚損行為と同視していること疑がない。屋外広告物法にもとづく名古屋市屋外広告物条例も、また、例えば電柱等に対するはり紙、はり札等の行為をもって、美観風致を害する行為と解している。そして、建造物の美観を著しく害することは、建造物の効用を減損するものであり、したがって刑法第二六〇条にいわゆる建造物の損壊にあたるといわれなければならない。建造物の美観を害することが右の程度に達しないものは軽犯罪法第一条第三号の場合にあたることとなる。本件について、これを見るに、貼付したピラの枚数は、一回に約

四、五百枚ないし約二五〇〇枚という多数であり、しかも、その貼付方法は同一場所に一面に数枚、数十枚または数百枚を密接集中させて、ぎっしりと貼付したものである。甚だしく常軌を逸した行為であることはいうまでもない。いずれも、建造物の美観を著しく害して、その効用を減損したとみるのが相当であり、したがって建造物の損壊に該当するといふべきである。建造物の構成部分たる壁、窓ガラス戸、ガラス扉、シャッター等に前記のように広範囲にわたって糊をハケにて一面に塗りつけたことだけでも、建造物を著しく汚損したとみることができ、単なる水洗い程度の作業によっては剝離することが甚だ困難であり、剝離した結果は前記認定のとおりであるから、本件においては、建造物を物質的に害したともいい得るであろう。建造物の構成部分たる窓ガラス戸またはガラス扉に、その一枚につき、数枚または数十枚のピラを貼るがときは、その構成部分特にガラス製品を使用したことの効用を甚だしく減損したといふ得ること疑問の余地がない。これを要するに、本件の事実関係のもとにおいては、右各ピラ貼り行為は、いずれも建造物の損壊に該当する、と。

被告人等のピラ貼り行為が、右にいうような事実関係の下になされたものであるならば、そのピラ貼り行為は、まさに、判示庁舎の建造物としての効用を失わしめたものといふべきであるから、これを建造物損壊罪に問擬した原審並びに最高裁判所の措置は、まことに妥当であったといわなくてはならないのであって、右ピラ貼り行為が物理的に有形力を行使用することによる建造物（庁舎）の破壊ではなく、また、右ピラ貼り行為によって庁員の職務に支障を来たすがごとき結果は招かず、また、庁舎としての外観に何等の変貌を生ぜしめなかったとしても、判示事実関係の下になされたピラ貼り行為は、その行為以前の庁舎の状態に変更を加える結果を成立せしめるものといわなくてはならないのである。ついでに、ことわっておきたいと思うのは、この事件を裁判した第一審（名古屋地方裁判所）は被告人

等に無罪を言渡したということである。そうして、その理由とするところは、建造物損壊罪は建造物の本来の効用を害する行為ではあるが、美観ないし威容を備えた建造物の美観ないし威容を失わしめる行為が該罪を成立せしめるのであり、しかも、その美観ないし威容は個々人の恣意的な主観において形成されるそれではなく、一般社会通念に照らし、客観的に特にそれが意味あるものとして是認されるものでなければならぬが、本件庁舎は一般社会通念上その美観ないし威容が特別に意義あるものとして認識されているものとは認められないのみならず、建築以来或る程度の年月を経ており、全体に灰白色にくすんだ外観のものであって、本件ビラ貼りがなされた当時の庁舎の外観、内装とも右に述べたような意味で刑法上保護に値すると認められる程度の美観ないし威容を備えていたものとは認めることができず、この意味において建造物損壊罪の成立する余地はない、というにあった。これは、まったく、いわゆる「独自の見解」の域を脱しない解釈であり、お粗末極まる論理であって、この第一審の無罪判決が検察官の控訴により、第二審において破棄されたことは、当然なこととはいえず、満足の念の禁じ得ざるものがあるといえよう。

四

労働争議における闘争手段としてのビラ貼り行為ではあるが、そのビラ貼りが個人居宅の玄関、表札、玄関脇格子窓、玄関東側枝折戸、その両側の板塀、奥座敷縁側、柱、裏側硝子窓、障子窓、邸の周囲の土塀の白壁及び母屋の周囲の白壁等に百数十枚なされ、右ビラは新聞紙を四ツ切りにしたものを糊によって貼りつけたものであるという事案につき、昭和二九年一月二五日広島高等裁判所岡山支部は器物損壊罪の成立を認めたのであるが、その理由中に「器物損壊罪の目的である物は動産であると不動産であるとを問うところではなく」といって、右罪の保護の客体中

に不動産を含ましめる見解を採った。しかし、これは正しくない。少なくとも、右の中、「柱」、「母屋の周囲の白壁」は建造物の一部ではあっても、建造物の構成部分である。してみれば、ビラ貼りによって、これらを損壊したと論じ得る限り、そのビラ貼り行為は建造物損壊罪をもって律しなればなるまい。

従来判例によれば、有形的に毀損しなければ取りはずしのできないもの、例えば天井板⁽⁷⁾、敷居・鴨居⁽⁸⁾、屋根瓦⁽⁹⁾のごときは建造物としているし、門扉といえども、それが占める構造上の位置の如何によっては、家屋その他建造物の一部を構成するといわなくてはならないことがあるであろう。だから、そういう場合には、門扉の損壊にとどまるときといえども建造物損壊罪の成立を認むべきである。毀損しなければ取りはずしのできないものであっても、容易に補修し得る程のものは建造物の一部ではなく、むしろ器物(第二六一条の保護客体)と解すべきだとする説がないわけではない。しかし、本来建造物の構成部分であり、従って刑法上建造物と目すべきものを補修の難易によって建造物の外に逐いやるのは合理的根拠を欠く見解といわなくてはならない。

(1) 刑法第二五八条乃至第二六三条に規定する毀棄、損壞、傷害、隠匿の各行為の實質的意義は全く同じである。

ドイツにおよび「Beinträchtigung der Brauchbarkeit」であるとされたる。Vgl. Kohlrausch-Lange, Strafgesetzbuch, 41. Aufl., (1956) S. 573.

(2) 建造物の構成部分ではあるが、その一部にすぎないものは第二六一条の保護客体とすると説く者がある(団藤重光・刑法綱要各論五五〇頁)。

(3) 昭和八年一月八日大審院判決、この判決は第二六〇条の艦船損壊罪に関するものではあるが、「刑法第二六〇条ニ所謂艦船ハ単ニ船体ヲ指称スルモノニ非ラスシテ船体ニ固着シテ之ト一体ヲ成ス機関ヲ包含シ該機関ハ艦船ノ一部ヲ構成スルモノナルコト疑ヲ容レス然ラハ艦船ノ紋上機関ノ一部ヲ損壞スルハ即チ艦船ノ一部ヲ損壞スルモノニ外ナラス又同条ニ所謂損トハ物質的ニ艦船其ノ物ノ形態ヲ変更又ハ滅尽スル場合ノミナラス事実上艦船ヲ其ノ用方ニ従ヒ使用スルコト能ハサル状

建造物損壊罪の成立について

態ニ至ラシメタル場合ヲ包含スルモノナレハ他人ノ所有ニ係ル艦船ノ紋上機関ノ一部ヲ物質的ニ破壊シ又ハ其ノ組成部分ノ一部ヲ取外シテ艦船ヲシテ航行スルコト能ハサルニ至ラシメタルトキハタトヘ其ノ回復容易ナリトスルモ同条ニ所謂人ノ艦船ヲ損壞シタルモノニ該当スルコト論ヲ俟タス」というのである。

(4) 放火罪において、独立燃焼説を採り、火力が建造物に燃え移り、独立燃焼の可能な状態に達したときに、建造物を焼燬したとし放火罪の既遂をもって論ずることを想起すべきである。

(5) 例えば、他人の住宅に通ずる唯一の通路を破壊することによって、該住宅の建造物としての効果を失わしめるがごとき場合は、建造物損壊罪を構成すると説く学者がある(吉田常次郎・刑法各論、昭和三十一年版、一八八頁)。

(6) 反対、木村亀二、刑法各論、昭和一三年版、一九二頁。同氏によれば、物理的に有形力を加えない場合でも物の効用を失わしめる行為を毀棄とすることは「構成要件を無制限に拡充することとなつて不適當である」といい、「毀棄とは有形的に作用することによって、財物の無形的価値・効用を毀損する場合および財物の物体的完全性を毀損する場合と解す」とし、それ故に、「毀棄行為をもって有形的に物体に作用することにより物体の完全性・価値を毀損すると解する見地においては、隠匿は毀棄の一態様ではなく、毀棄にあらざる場合である。従つて、信書隠匿罪は毀棄罪につき特に刑を減輕する場合にはなく、毀棄罪にあらざる独立罪である」と説くわけである。

(7) 大正三年四月一四日大審院判決。

(8) 大正六年三月三日大審院判決。

(9) 大正七年九月二一日大審院判決。

以上。